# 政策パッケージの進捗状況について

2021年2月25日 事 務 局

- 社会問題となっているインターネット上の誹謗中傷に対応するため、総務省において、 2020年9月に「政策パッケージ」を公表。
- 1. ユーザに対する情報モラル及び ICTリテラシーの向上のための啓発活動
- ①「インターネットトラブル事例集(2020年版)追補版」を作成・ 公表し、全国の総合通信局等や教育委員会等を通じて子育 てや教育の現場へ周知【2020年9月公表・周知済】
- ② [e-ネットキャラバン] の講座内容にインターネット上の誹謗 中傷に関するものを追加【2020年9月実施済】
- ③「#NoHeartNoSNS 特設サイト」(主催:総務省・法務省人権擁護局・(一社)ソーシャルメディア利用環境整備機構)の拡充等により、社会全体における情報モラルやICTリテラシーが高まるようにするための取組を強化【継続的に実施中】
- 2. プラットフォーム事業者の自主的取組の支援と透明性・アカウンタビリティの向上
- ①実務者検討会を開催し、<u>法務省人権擁護機関からの削除</u> 依頼に対する事業者の円滑な対応を促進【定期的に開催中】
- ②事業者及び事業者団体との意見交換を通じ、<u>誹謗中傷対</u> 策の実施や有効性の検討を働きかけ【継続的に実施中】
- ③自主的な取組の報告等により、<u>事業者による透明性・アカウンタビリティ確保方策を促進し、取組の状況把握や評価方法の検討を実施【PF研等の場を通じ今年度中に実施</u>】
- ④国際的な制度枠組みや対応状況を注視し、国際的な対話 を深化【今年度中に実施】

#### 3. 発信者情報開示に関する取組

- ①<u>電話番号を開示対象に追加する省令改正の実施</u>を踏まえ、 弁護士会照会に応じて電話番号に紐付く氏名・住所を回答可 能である旨をガイドラインで明確化【2020年11月実施済】
- ②新たな裁判手続の創設や特定の通信ログの早期保全のため の方策について、引き続き検討【2020年12月最終とりまとめ公表済】
- ③<u>開示対象となるログイン時情報を明確化</u>するため、省令改正 ほか、必要に応じて<u>法改正を視野に、引き続き検討</u>【2020年12 月最終とりまとめ公表済】
- ④ 要件該当性の判断に資する民間相談機関の設置やガイドラインの充実に関する民間の取組を支援【継続的に実施中】

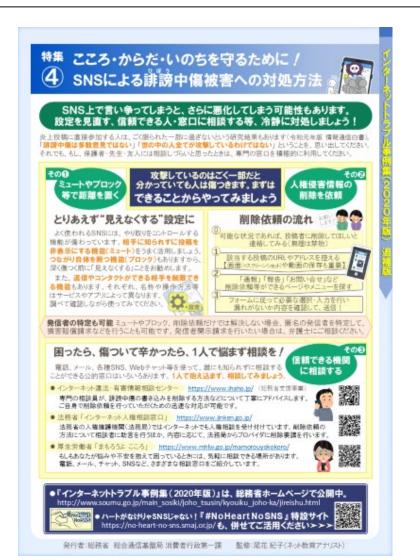
#### 4. 相談対応の充実に向けた連携と体制整備

- ①<u>違法・有害情報相談センターについて、相談員の増員等による体制強化</u>を図るとともに、相談件数・内容の分析を実施【今年度中に準備、来年度から実施】
- ②相談内容に応じて相談機関間で紹介を行うなど、他の相談機関との連携対応を充実【継続的に実施中】
- ③複数の相談窓口の特徴やメリットを記載した案内図の作成など、ユーザにとって分かりやすい相談窓口の案内を実施【2020年12月公表済】

# 「インターネットトラブル事例集(2020年版) 追補版」の作成・公表

○ 総務省は、「インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ」の一環として、 2020年9月17日にインターネット上の誹謗中傷に関する注意事項等をまとめた 「インターネットトラブル事例集(2020年版)追補版」を作成・公表し、学校等への周知を実施。





# 「インターネットトラブル事例集(2020年版)追補版」の周知

○「インターネットトラブル事例集(2020年版)追補版」については、総務省としてスマホでの閲覧を考慮した啓発ページを作成したほか、政府広報室と連携して広告を掲載、関係省庁・関係団体と連携して全国の学校等やSNSユーザ等へ周知するなど、様々なチャネルを活用して周知を実施。

## 〇 総務省の周知広報

【公開から約10万回アクセス】

- ・総務省の公式Twitter(総務省・ICTツイート)、公式Facebookにて周知
- ・総務省啓発ページに掲載 ※スマホでも閲覧しやすいようにHTML形式で掲載
- ・総務省広報誌2月号に掲載 ※全国の都道府県・市区町村等に対して10,800部発行
- 〇 内閣府政府広報室と連携した周知広報
  - Yahoo! JAPANのトップページにバナー広告を掲載
    (2020年9月18日~9月24日の7日間)し、追補版掲載ページに誘導
    →表示回数51,449,055回
- 関係省庁・関係団体と連携した周知広報
  - ・全国の総合通信局・総合通信事務所 管内のe-ネットキャラバン主催者、講師及び受講者に周知 管内の自治体、教育委員会、PTA連合会、学校に周知 管内会議にて配布、SNSでの投稿
  - ・文部科学省全国の教育委員会を通じて学校等に周知
  - ・関係団体・事業者※ ホームページにリンク掲載、SNSでの投稿、会員向けに情報発信 会報誌に掲載、会議体等で情報共有

<総務省公式Twitterでの投稿>



<Yahoo!JAPANトップページに バナー広告を掲載>



<総務省啓発ページへの掲載>



- ※(一社)安心ネットづくり促進協議会、(一社)全国携帯電話販売代理店協会、全国高等学校PTA連合会、
  - (一社) ソーシャルメディア利用環境整備機構、デジタルアーツ株式会社、(一社) テレコムサービス協会、
  - (一社) 電気通信事業者協会、(一財) マルチメディア振興センター

# e-ネットキャラバン

- 子どもたちのインターネットの安全な利用に係る普及啓発を目的に、<u>児童・生徒、保護者・教職員等に対する</u> 学校等の現場での無料の「出前講座」を全国で開催。
- 2019年度は、2,660件の講座を実施し、約52万人が受講。(2006年度開始以来の実績:22,583件、のべ約369万人)

#### 協力団体

通信事業者等の民間企業(470社)、公益法人等(17団体)、 政府(<u>総務省及び文部科学省</u>)、自治体(53団体)、その他 (57団体)

対象者

小学生(小3~小6)、中学生、高校生、保護者、教職員等

#### 講座内容

ネット依存、ネットいじめ(誹謗中傷含む)、 不確かな情報の拡散、ネット誘引(誘い出し・なりすまし)、 ネット詐欺、著作権の侵害等のトラブル事例を用いて、 予防策等を啓発。

\*企業等が講師を派遣。(認定講師数:5,265名)

(2021年1月末時点)



殺人予告やばく破予告

などを書きこんでしまう ばく破 してやる!

有名人の悪口をとく名で

書き込んでしまう



e-ネットキャラハン講座実施の様子

- 公開日:2020年7月21日
- 〇 主 催:総務省、法務省人権擁護局、一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構(SMAJ)、
  - 一般社団法人セーファーインターネット協会(SIA)
- O 後 援:消費者庁 O 概 要:SNSのより
  - ) 概 要:SNSのより良い利用環境実現に向けたスローガン及びSNSで悩んでしまった際に役立ててもらうため の特設サイトを開設し、周知を実施。2020年12月25日には新たに電気通信事業者団体等(7団体)を協力

団体として追加するとともに、インターネット上の誹謗中傷に関する相談窓口のご案内へのリンクを掲載。

2021年2月25日には一般社団法人セーファーインターネット協会(SIA)を主催団体として追加。

O URL : https://no-heart-no-sns.smaj.or.jp/





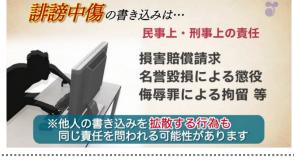


## SNSの誹謗中傷に関する普及啓発活動(政府広報室と連携)

- 〇 インターネット上の誹謗中傷に関する普及啓発動画及び記事「SNSの誹謗中傷 あなたが奪うもの、失うもの~#NoHeartNoSNS(ハートがなけりゃSNSじゃない!)~」を作成・公表(2020年11月16日公開)。
- 〇 政府広報ラジオ番組「柴田阿弥とオテンキのりのジャパン5.0」の中で、インターネット上の誹謗中傷に ついて全国放送(2020年12月27日・28日放送)。
- 〇 視覚障害者等向けの音声広報CD「明日への声」及び点字・大活字広報誌「ふれあいらしんばん」の中で、インターネット上の誹謗中傷に関する内容を取り上げ、作成・公表(2021年1月15日発行)。



≪政府インターネットテレビ≫【公開から約16万回再生】



≪暮らしに役立つ情報≫

【公開から約14万回アクセス】



≪政府広報ラジオ≫ 【全国放送】



≪視覚障害者等向け政府広報≫

【全国の都道府県・市区町村等に約4,300部配布】





## 新型コロナウイルス関連の誹謗中傷に対する取組み

○ 新型コロナウイルスに関連した誹謗中傷が発生していることを受け、総務省ホームページ (新型コロナウイルス関連情報)に「SNS等の誹謗中傷」の項目を掲載するとともに、総務省の公 式Twitter、Facebookにて呼びかけを実施。

## ≪総務省ホームページ(新型コロナウイルス関連情報)≫



#### ≪総務省公式SNS≫



※全国の総合通信局・総合通信事務所等を通じて、継続的に自治体等への周知広報を実施

# 実務者検討会の開催状況

インターネット上の人権侵害に関する書き込みへの円滑な対応を可能とするため、平成30年10月より、 法務省とともに、大手海外事業者や業界団体等の通信関連事業者との意見交換の場となる実務者 検討会を継続的に開催。

## 通信関連事業者との意見交換

- 昨年9月の「政策パッケージ」公表後、インターネット上の誹謗中傷への円滑な対応を図ることを目的として、実務者検討会を合計3回開催。
  - ※参加事業者の具体的な対応等について議論を行うため、非公開での実施

#### <参加者>

グーグル合同会社、ツイッター ジャパン株式会社、ByteDance株式会社※、

フェイスブック ジャパン株式会社、ヤフー株式会社、LINE株式会社 \*\* ByteDance株式会社は②の会合から参加

(一社) 日本インターネットプロバイダー協会、(一社) 電気通信事業者協会、

(一社) テレコムサービス協会、(一社) 日本ケーブルテレビ連盟、違法・有害情報相談センター

総務省、法務省

#### <日時・議題>

- ① 令和2年9月15日
  - → インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージについて 令和元年におけるインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件について
- ② 令和2年11月20日
- → インターネット上の人権侵害情報に対する法務省の人権擁護機関による削除依頼の現状と課題について
- ③ 令和3年2月17日
  - → インターネット上の誹謗中傷に対する削除に向けた取組の促進について 違法・有害情報相談センターにおける相談件数及び法務省人権擁護機関からの削除要請件数に関する 状況分析について

誹謗中傷を始めとしたインターネット上の違法・有害情報対策に関する国際的な制度枠組みや対応 状況を注視し、対応方針について国際的な調和(ハーモナイゼーション)を図るため、国際的な対話を 深化させる。

## 日EU-ICT政策対話

- ▶ 令和3年2月24日(水)、第26回日EU・ICT政策対話を実施。
- ▶ 日本側からは、「インターネット上の誹謗中傷(Online Harassment)」及び「フェイクニュース("Fake news" & disinformation)」に関する政策動向として、「インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ」及び「プラットフォームサービスに関する研究会における最終報告書」について紹介。
- ➤ EU側からは、Digital Services Act(DSA: デジタルサービス法)及びDigital Market Act(DMA: デジタル市場法)について紹介があった。

## 日独ICT政策対話

- 令和3年3月11日(木)、第5回日独ICT政策対話を実施予定。
  - ▶ 日本側からは、「インターネット上の誹謗中傷(Online Harassment)」及び「フェイクニュース("Fake news" & disinformation)」に関する政策動向を紹介予定。

### 電話番号の開示対象への追加及び 「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインの解説」の改正

## 電話番号の開示対象への追加

- ・総務省令(※)において、発信者情報開示の対象となる情報を列挙しているところ、新たに電話番号を開示対象として追加。8月31日、公布・施行(同日公表)。
  - (※)特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第四条第一項の発信者情報 を定める省令(平成十四年総務省令第五十七号)
  - 発信者の氏名又は名称 (省令第一号)
  - 発信者の住所(同第二号)
  - 会信者の電話番号(同第三号)
  - 発信者の電子メールアドレス(同第四号)
  - 侵害情報に係るIPアドレス(同第五号)
  - 携帯電話端末等の利用者識別符号(同第六号)
  - O SIMカード識別番号(同第七号)
  - タイムスタンプ(侵害情報が送信された年月日及び時刻)(同第八号)

#### 「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインの解説」の改正

・令和2年11月、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン(平成29年総務省告示第152号。最終改正平成29年総務省告示第297号)の解説」に、弁護士会照会により電話番号に対応する加入者の住所・氏名の提出を求める場合における通信の秘密の解釈を追記する改正を行った。

# プロバイダ責任制限法の一部を改正する法律案(概要)

特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者が増加する中で、発信者情報の開示請求についてその事案の実情に即した迅速かつ適正な解決を図るため、新たな裁判手続を創設するとともに、当該請求の相手方となる者(開示関係役務提供者)の範囲を見直す等の措置を講ずる。

#### 背景

SNS等の普及により、インターネット上において匿名で権利侵害が行われる事案が増加する傾向にあるところ、発信者情報の開示請求は一般に裁判上で行われるため、特に権利侵害が明らかな誹謗中傷等の事案についてより迅速な被害者救済の要請が高まっていることから、事案の性質に応じた柔軟・迅速な審理が可能な裁判手続の整備等、所要の規定の整備を行う必要がある。

#### 改正の概要

- 1. 発信者情報の開示請求に係る新たな裁判手続の創設
  - ① 発信者情報の開示命令(仮称)の創設
  - ・ 従来の訴訟手続に加えて、裁判所は、特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者(被害者)の申立てにより、発信者情報の開示請求について、決定(非訟手続)で、その開示を開示関係役務提供者に命ずること(開示命令)ができることとする。
  - ・ 開示命令の申立てについての決定に不服がある場合は、異議の訴えを提起できることとする。
  - ② 発信者情報の提供命令(仮称)の創設
  - 現行の制度において複数の相手方(例:SNS事業者とインターネット接続事業者)に発信者情報の開示請求を段階的に行うことが必要とされている課題に対応するため、裁判所は、一定の要件の下で、開示命令の申立てをした者の申立てにより、決定で、開示関係役務提供者(当該開示命令の申立ての相手方に限る。)に対し、発信者情報等の提供を命ずることができることとする。
  - ③ 発信者情報の消去禁止命令(仮称)の創設
    - ・ 裁判所は、一定の要件の下で、開示命令の申立てをした者の申立てにより、決定で、開示関係役務提供者(当該開示命令の申立ての相手方に限る。)に対し、当該開示命令の申立てに係る事件(異議の訴えが提起された場合にはその訴訟)が終了するまでの間、その保有する発信者情報の消去禁止を命ずることができることとする。
- 2. 開示関係役務提供者の範囲の見直し
  - ・他人の権利を侵害したとされる情報の発信者が当該情報の送信に関連して行った他の通信(サービス利用開始時のID・パスワードを入力する通信等)を媒介する電気通信役務を提供した者を開示関係役務提供者として追加し、被害者は、一定の要件の下で、 当該者に対し、当該通信に係る発信者情報の開示を請求できることとする。

# 民間相談機関の設置及びガイドラインの充実

- 事業者団体や権利者団体等で構成する「プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会」は、従来、プロバイダ責任制限法に関する各種ガイドラインの策定・運用を実施。
- 加えて、一般社団法人セーファーインターネット協会において、任意開示の促進に向けた施策の検討を行うために、民間に おける相談機関の充実及び誹謗中傷に関する発信者情報開示のガイドラインの充実に向けた検討を実施中。

## プロバイダ責任制限法 ガイドライン等検討協議会

○ プロバイダ責任制限法 ガイドライン等検討協議会において、プロバイダがインターネット上の権利侵害情報に関する送信 防止措置の要請や発信者情報開示請求を受けた場合にプロバイダの迅速かつ適切な対応を促進するため、発信者情報開示関係ガイドラインや名誉毀損・プライバシー関係ガイドラインなどを策定している。

#### <参加者>

- (一社)日本インターネットプロバイダー協会、(一社)電気通信事業者協会、(一社)テレコムサービス協会、
- (一社) 日本ケーブルテレビ連盟、総務省(オブザーバ) 等

### 権利侵害投稿等の対応に関する検討会

○ 一般社団法人セーファーインターネット協会において、任意開示の促進に向けた施策の検討を行うために、①民間における相談機関の充実に向けた取組の検討、②誹謗中傷に関する発信者情報開示の要件該当性の判断に資する裁判例をガイドラインに集積していく取組を検討。

#### 〈事務局〉

一般社団法人セーファーインターネット協会

#### <委員>

宍戸 常寿(東京大学大学院法学政治学研究科 教授)、清水 陽平(法律事務所アルシエン 弁護士)

曽我部 真裕(京都大学大学院法学研究科 教授)、長瀬 貴志(山崎法律事務所 弁護士)、

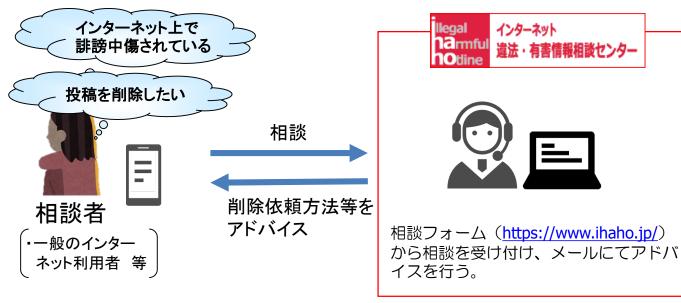
丸橋 透(明治大学法学部 教授)、森 亮二(弁護士法人英知法律事務所 弁護士)

#### <オブザーバ>

- (一社) 日本インターネットプロバイダー協会、(一社) 電気通信事業者協会、(一社) テレコムサービス協会、
- (一社) 日本ケーブルテレビ連盟、総務省

# 違法・有害情報相談センター

- インターネット上に流通した情報による被害に関係する一般利用者などからの相談を受け付け、具体的 な削除要請の方法等について的確なアドバイス等を行う「違法・有害情報相談センター」を平成21年度より 総務省事業として設置・運営。
- 令和3年度より、相談員の増員等による体制強化を図るとともに、相談件数・内容の更なる分析を実施。



相談対応に 関する助言



## 違法・有害情報相談センターと他機関との連携強化

○ 違法・有害情報相談センターでは、インターネット上の人権侵害等に関する被害者救済を図るため、 他の相談機関との連携強化を実施。



インターネット







警察



インターネット・



セーフライン



誹謗中傷ホットライン

## 相談窓口の案内図の作成

- インターネット上の誹謗中傷に関する複数の相談窓口 (※)に関する相談窓口の案内図を作成
- (※)「違法・有害情報センター」(総務省)、「人権相談」(法務省)、「誹謗中傷ホットライン (セーファーインターネット協会)」

#### 〇 相談窓口の周知広報

- ・総務省、法務省のホームページにおける周知広報
- ・総務省広報誌2月号に掲載
  - ※全国の都道府県・市区町村等に対して10,800部発行
- ・内閣府政府広報室と連携した周知広報
  - ※政府広報室「暮らしに役立つ情報」に掲載
- ・全国の総合通信局・総合通信事務所と連携した周知広報
- 関係団体と連携した周知広報
  - ※(一社)安心ネットづくり促進協議会、(一社)全国携帯電話販売代理店協会、全国高等学校PTA連合会、(一社)ソーシャルメディア利用環境整備機構、(一社)テレコムサービス協会、(一社)電気通信事業者協会、(一財)マルチメディア振興センター等に情報共有
- ・e-ネットキャラバンの相談窓口に関する参考資料に追加
- #NoHeartNoSNS特設サイトにおける掲載
- ・総務省ホームページ (新型コロナウイルス関連情報)に掲載し、総 務省SNSを通じて周知
- ・青少年の保護者向け普及啓発リーフレット「保護者が正しく知って おきたい4つの大切なポイント(児童・生徒編)」に掲載
- 今後、全国の総合通信局等を通じて、教育の現場や地 方自治体等に配布予定

